

イーストスプリング・インド株式オープン

追加型投信 / 海外 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書(交付目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|-------------------|------|--------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型投信 | 海外 | 株式 | その他資産(投資信託証券(株式)) | 年1回 | アジア | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 本書により行う「イーストスプリング・インド株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年12月24日に関東財務局長に提出しており、平成27年12月25日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

| | |
|--------------------|------------------------|
| 委託会社名 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 |
| 設立年月日 | 平成11年12月1日 |
| 資本金 | 649.5百万円(平成27年10月末現在) |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 1兆372億円(平成27年10月末現在) |

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

ファンドの特色

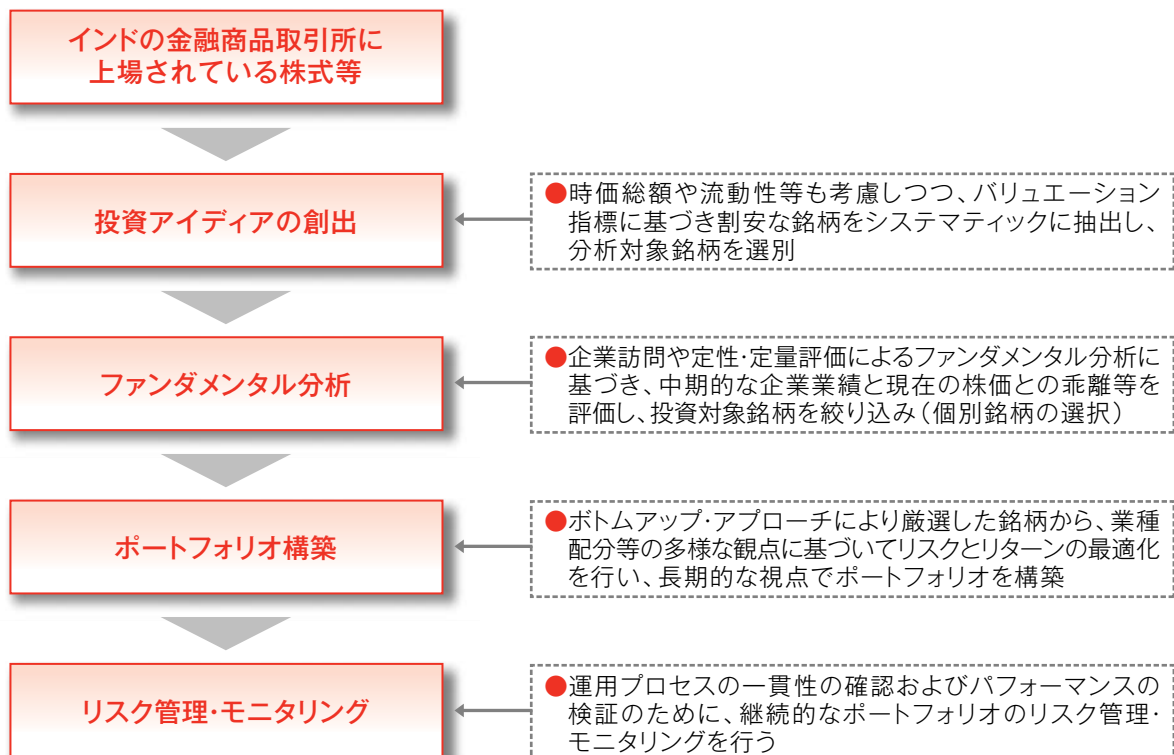
1 主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

■ モーリシャス籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」(以下「インド・エクイティ・オープン」ということがあります。)(米ドル建て)への投資を通じて、主としてインドの金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資を行います。

<「インド・エクイティ・オープン」の特徴>

1. インドの金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンを最大限の獲得を目指した運用を行います。投資対象とする株式のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)に投資を行うこともあります。
2. アジア株式の運用で実績のあるイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが、運用を行います。
3. グループのインド株式投資に関する専門知識と豊富な経験を活用しつつ、ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、超過収益の獲得を目的として、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

<「インド・エクイティ・オープン」の運用プロセス>

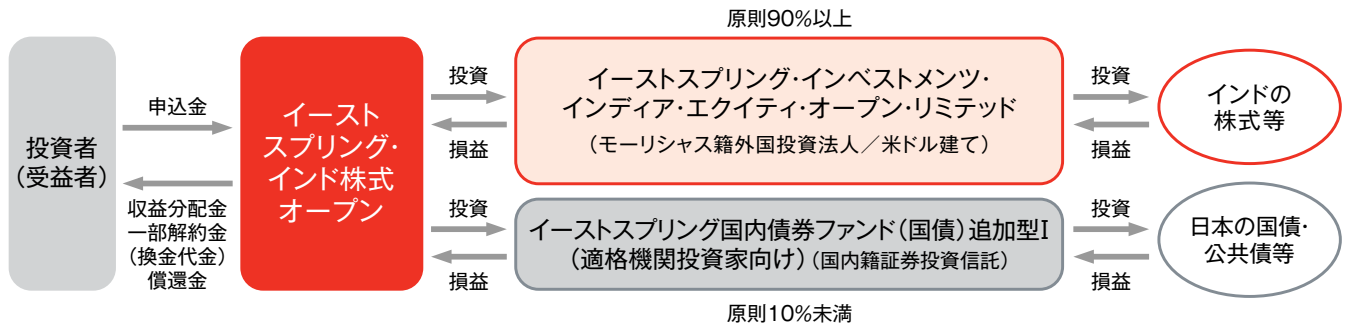


※ 上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」への投資比率を高位に保ちます。

※ファンドは実質的にインドの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

<追加的記載事項>

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

投資対象ファンドの概要

| | | | |
|--|---|---|---------|
| ファンド名 | イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド | | |
| 形態 | モーリシャス籍外国投資法人／オープン・エンド型 | | |
| 表示通貨 | 米ドル | | |
| 主な投資対象 | インドの金融商品取引所に上場されている株式 | | |
| ベンチマーク | Nifty 50 Index (Nifty 50指数) ※1 | | |
| ファンドの関係法人 | 運用会社 | イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド | |
| | 管理会社 | ドイチェ・インターナショナル・トラスト・コーポレーション (モーリシャス) リミテッド | |
| 手数料等 | 申込手数料 | ありません。 | |
| | 運用報酬 | (純資産額50百万米ドル以下の部分) | 年率0.35% |
| | | (純資産額50百万米ドル超の部分) | 年率0.30% |
| | 管理報酬等 | 年率0.25% (上限) | |
| 上記には、監査費用、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が含まれます。 | | | |
| 設立日 | 2004年9月29日 | | |
| 決算日 | 毎年8月31日 | | |

| | | | |
|------------|--------------------------------------|-----------------------------------|--|
| ファンド名 | イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け) | | |
| 形態 | 国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募 | | |
| 表示通貨 | 日本円 | | |
| 主な投資対象 | 日本の国債、政府保証債、地方債 | | |
| ベンチマーク | BofAメリルリンチ国債インデックス(1-10年債) ※2 | | |
| ファンドの関係法人 | 委託会社 | イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 | |
| | 投資顧問会社 | イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド | |
| | 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | |
| 申込手数料 | ありません。 | | |
| 信託報酬 | 年率0.216% (税抜0.2%) | | |
| その他の費用・手数料 | 監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。 | | |
| 信託設定日 | 2002年8月26日 | | |
| 決算日 | 毎年2月25日 (休業日の場合は翌営業日) | | |

※1 Nifty 50 Index (Nifty 50指数) は、インドのナショナル証券取引所に上場する50銘柄で構成されたインドを代表する株価指数です。

※2 バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

3

インド株式投資に関するイーストスプリング・インベストメンツの属するグループの運用力を最大限活用します。

- 「インディア・エクイティ・オープン」の運用は、アジア株式の運用拠点であるイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが行います。
- イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、グループ内のインド株式投資に関する専門知識と豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

充実したアジアのネットワーク



- イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドのアジア株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。
- イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。ICICI銀行*と合併で1998年に設立したインド最大級の運用会社を有しており、インドにおける資産運用事業に注力しています。
- 運用戦略の分析や個別銘柄の選択に際しては、上記インド現地のグループ会社からのリサーチ情報等を最大限活用します。

*ICICI銀行は、総資産約6兆4,612億ルピー(約12兆3,798億円、1ルピー=1.916円で換算)を有するインド第二の規模の民間銀行です(2015年3月末現在)。
出所：ICICI銀行 ホームページ

4

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

収益分配方針

- 原則として毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

Ⅱ 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



外国の税制変更リスク 外国投資法人の設定地および投資対象国において税制が変更になるリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資法人の設定地および投資対象国において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付したお申込みの受付を取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

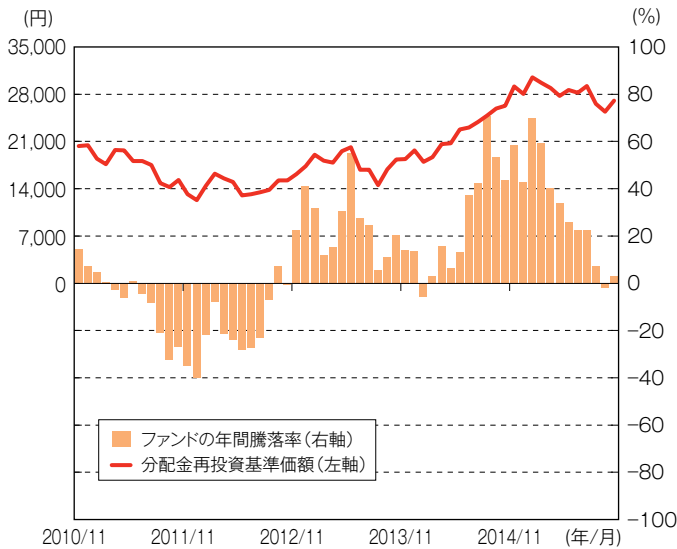
リスクの管理体制

委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2010年11月～2015年10月)



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 新興国債：JPモルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

<指数について>

東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI指数 (MSCIコクサイ・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックス) はMSCI Inc. が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。またMSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

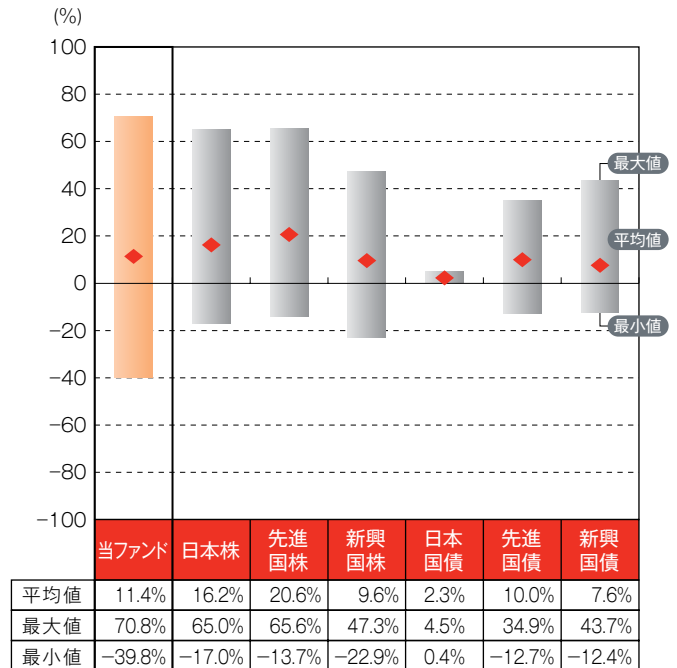
NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) はJ.P. Morgan Securities LLCが算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年11月～2015年10月)



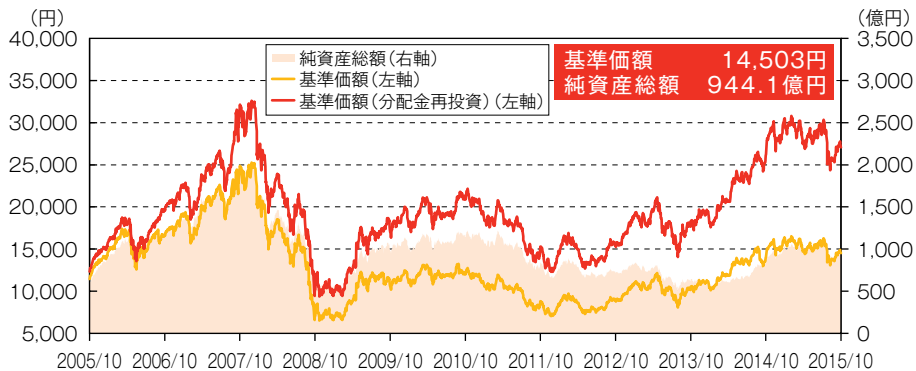
※2010年11月から2015年10月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



■基準価額・純資産の推移 (過去10年間)



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。
 ※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■分配の推移 (1万口当たり・税引前)

| 決算期 | 分配金 |
|------------------|---------------|
| 2015年9月30日(第11期) | 0円 |
| 2014年9月30日(第10期) | 1,000円 |
| 2013年9月30日(第9期) | 0円 |
| 2012年10月1日(第8期) | 0円 |
| 2011年9月30日(第7期) | 0円 |
| 設定来累計 | 9,000円 |

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況

| 組入資産 | 比率(%) |
|---|-------|
| イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド | 97.91 |
| イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け) | 0.49 |
| 現金・その他 | 1.60 |

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

●「イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッド」の状況

資産別組入状況

| 資産の種類 | 比率(%) |
|------------|-------|
| 株式(現物) | 97.99 |
| 株式(デリバティブ) | 0.00 |
| 現金・その他 | 2.01 |

組入上位10業種

| 業種 | 比率(%) |
|--------------------------|-------|
| 1 銀行 | 27.92 |
| 2 ソフトウェア・サービス | 17.10 |
| 3 エネルギー | 11.63 |
| 4 資本財 | 7.39 |
| 5 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 7.17 |
| 6 食品・飲料・タバコ | 6.65 |
| 7 自動車・自動車部品 | 6.53 |
| 8 各種金融 | 3.91 |
| 9 運輸 | 2.92 |
| 10 家庭用品・パーソナル用品 | 2.43 |

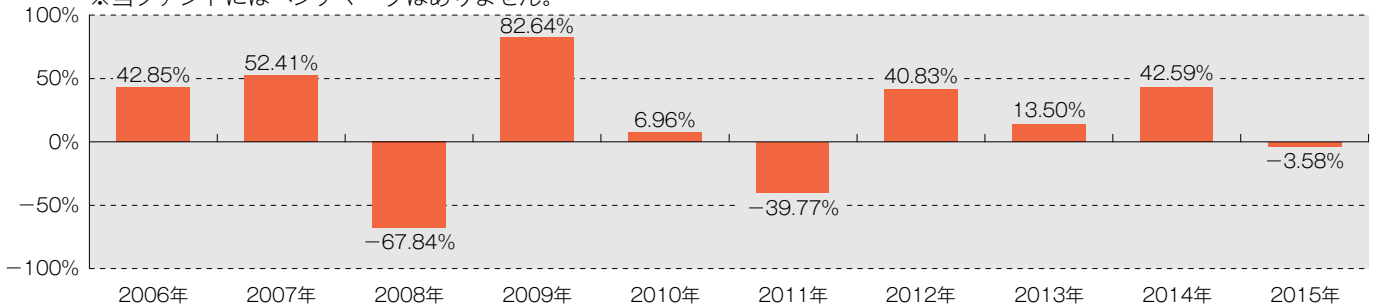
組入上位10銘柄

| 銘柄 | 業種 | 比率(%) |
|---|------------------------|-------|
| 1 Infosys Ltd | ソフトウェア・サービス | 9.91 |
| 2 ITC Ltd | 食品・飲料・タバコ | 6.65 |
| 3 ICICI Bank Ltd | 銀行 | 6.49 |
| 4 Larsen & Toubro Ltd | 資本財 | 5.65 |
| 5 Housing Development Finance Corporation Ltd | 銀行 | 5.20 |
| 6 HDFC Bank Ltd | 銀行 | 5.06 |
| 7 State Bank of India | 銀行 | 3.87 |
| 8 Dr. Reddy's Laboratories Ltd | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 3.64 |
| 9 Tata Motors Ltd | 自動車・自動車部品 | 3.47 |
| 10 Coal India Ltd | エネルギー | 3.43 |

※比率は、イーストスプリング・インベストメンツ・インディア・エクイティ・オープン・リミテッドの純資産総額を100%として計算しています。
 ※組入上位10業種および組入上位10銘柄の比率には、個別銘柄のデリバティブ部分を加味した実質的な比率を記載しています。
 ※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。
 ※2015年は、10月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



手続・手数料等

お申込メモ

| | |
|-----------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社にお問合せください。 |
| 購入価額 | お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 |
| 換金代金 | 換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金申込 受付不可日 | 営業日が以下①～③の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②シンガポールの銀行休業日 ③モーリシャスの銀行休業日 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。 |
| 購入の申込期間 | 平成27年12月25日から平成28年12月21日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付 の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。 |
| 信託期間 | 原則として無期限(平成16年9月30日設定) |
| 繰上償還 | 受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。 |
| 決算日 | 原則として毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 原則として年1回の決算時に収益配分方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公 告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | |
|---------------------|---|----------------------|---|
| 購入時手数料 | <p>3.78% (税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。</p> <p>購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。</p> | | |
| 信託財産留保額 | 換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。 | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | |
| 運用管理費用① (信託報酬) | <p>純資産総額に対して年率1.32516%(税抜1.227%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。</p> <p>信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> | | |
| 配分 | 委託会社 | 年率0.54000%(税抜0.500%) | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 年率0.75600%(税抜0.700%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| | 受託会社 | 年率0.02916%(税抜0.027%) | ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
| 投資対象とする投資信託証券② | 年率0.60%(上限) | | |
| 実質的な負担(①+②) | 年率1.92516%(上限)(税込) | | |
| その他の費用・手数料 | <p>信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。また、組入 有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。</p> <p>「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。</p> <p>監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用</p> <p>売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</p> <p>保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用</p> | | |

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|--------------|----------|--|
| 分 配 時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、平成27年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円(平成28年1月1日以降、年間120万円となる予定です。)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。また、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」が創設され、平成28年4月1日より適用される予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

